

「障害児入所施設移行状況に関する調査票」の結果（速報）について

【本資料作成上の留意点】

- ・本会議の議論に資するための参考資料である。
- ・現在集計中の段階のため、数値に関しては精査中であり変更がありえる。

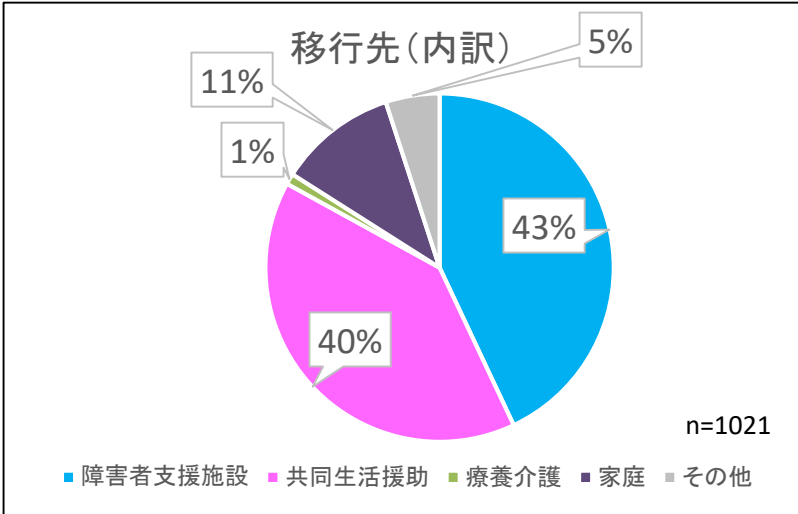
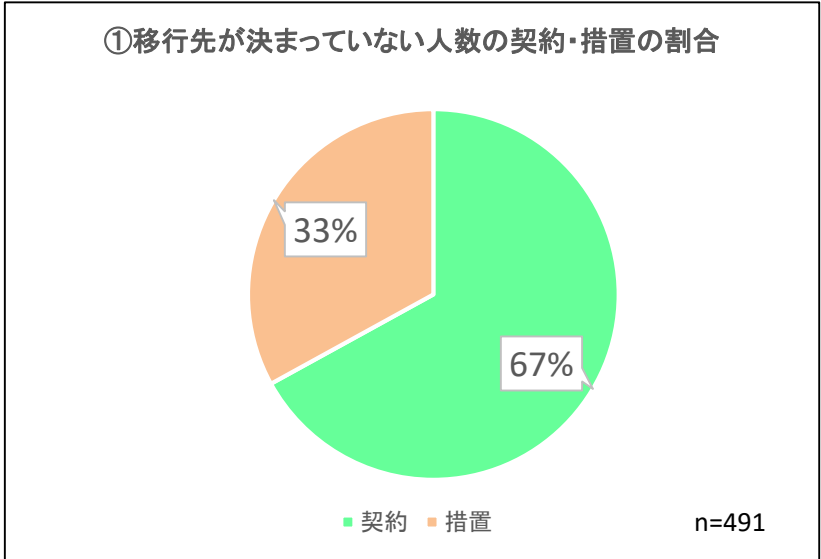
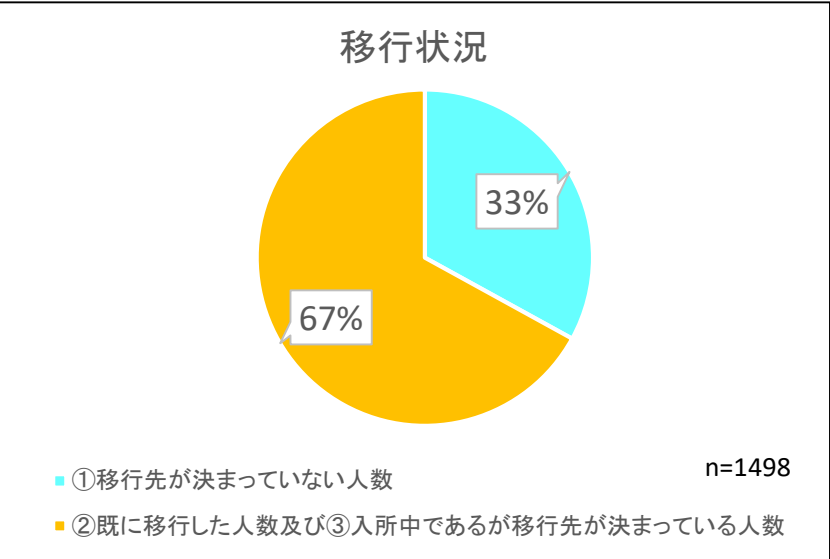
福祉型障害児入所施設の 移行状況調査 -施設用-

【本資料作成上の留意点】

- ・本会議の議論に資するための参考資料である。
- ・現在集計中の段階のため、数値に関しては精査中であり変更がありえる。

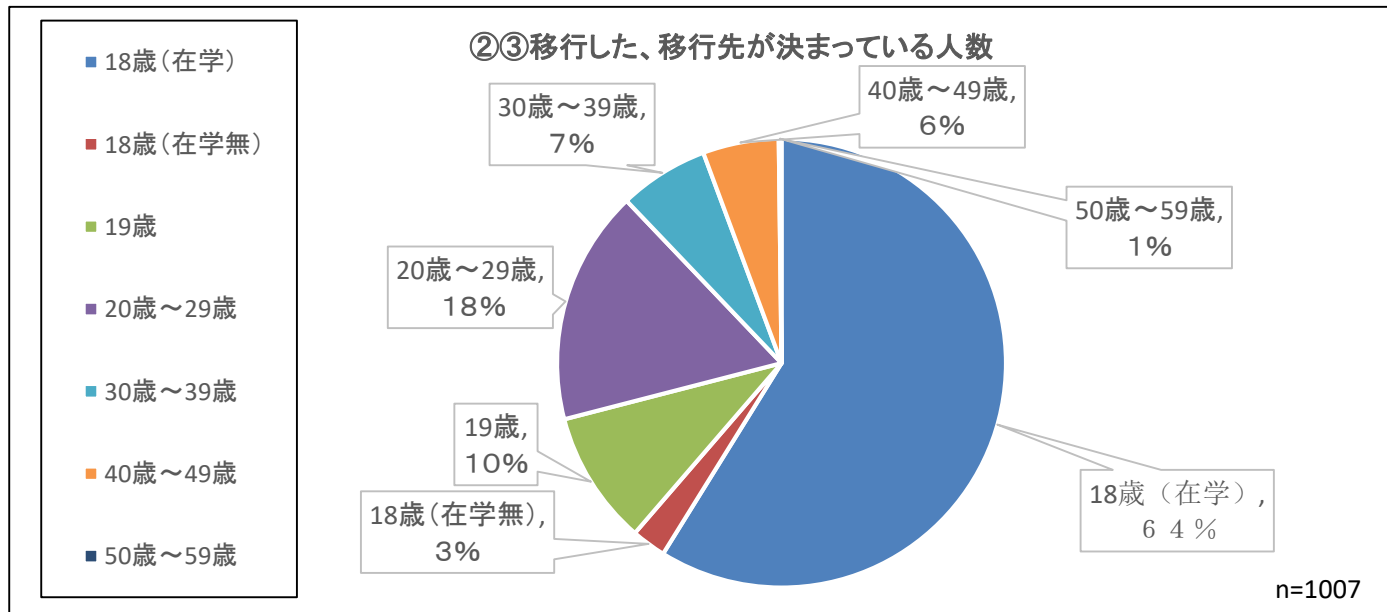
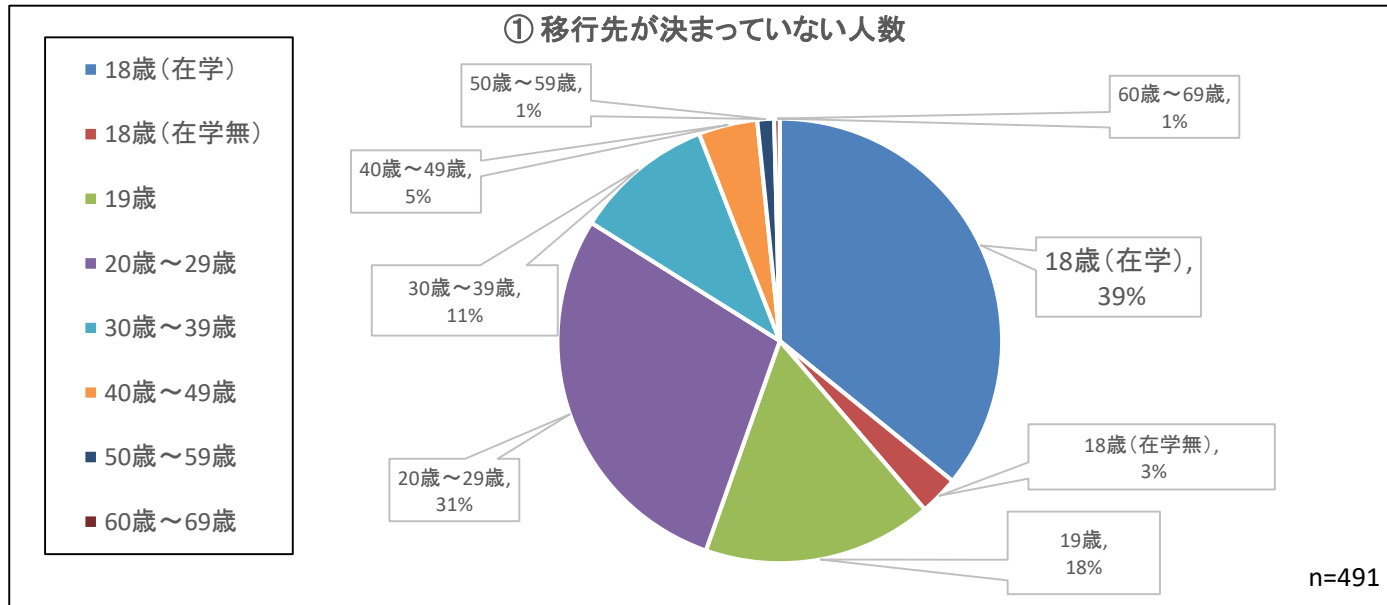
2. 令和2年度中に18歳以上となる(なっている)者について、①移行先が決まっていない人数、②既に移行した人数及び③入所中であるが移行先が決まっている人数と移行先の内訳

移行状況については、移行が決まっていない人数割合は約3割となっている。その中で移行先が決まっていない人数の契約と措置の割合は、契約が6割強、措置は約3割となっている。
 既に移行した人数及び、入所中であるが移行先が決まっている人数の移行先の内訳では、障害者支援施設が約4割、共同生活援助が4割となっており、全体の約8割を占めている。



年齢別に見ていくと、①移行先が決まっていない人数の中では、18歳（在学）が最も多く、次いで20歳～29歳が多くなっている。

②③の移行した、移行先が決まっている人数の中では、18歳（在学）が最も多く、次いで20歳～29歳が多くなっている。

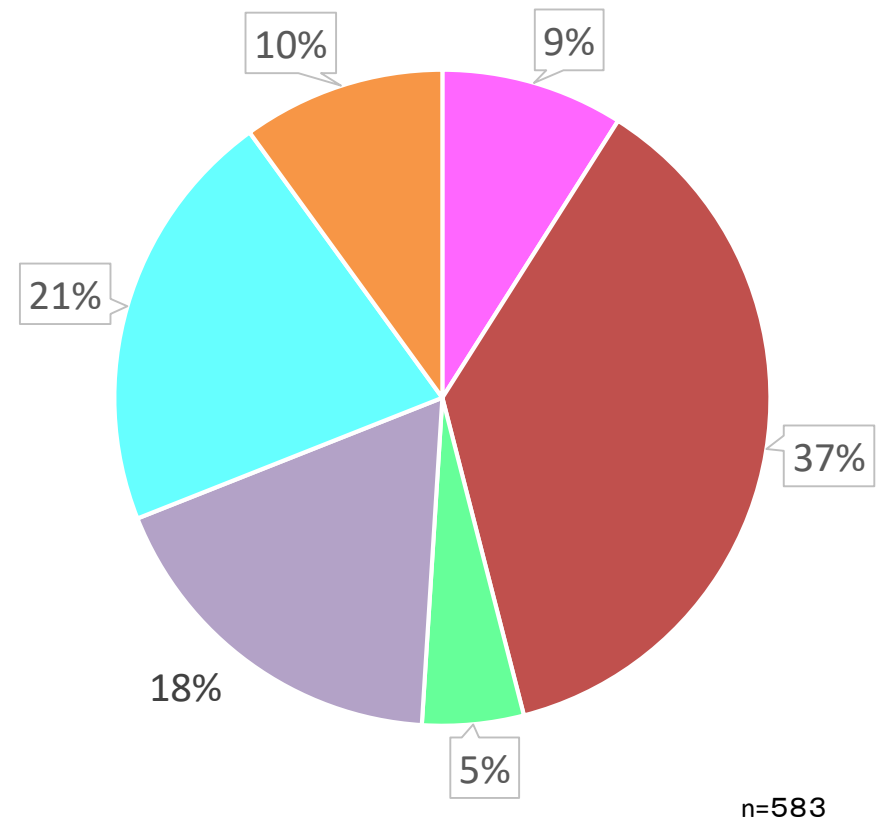


3. 施設主催の障害者支援施設等への移行に向けた連絡調整（ケース会議含む）等の参加状況について

施設主催の会議の内訳は、情報共有（18歳に到達する者）が最も多く、次いでケースカンファレンスが多くなっている。一方、20歳以上の情報共有や体制整備に関する会議の開催は少ない状態である。

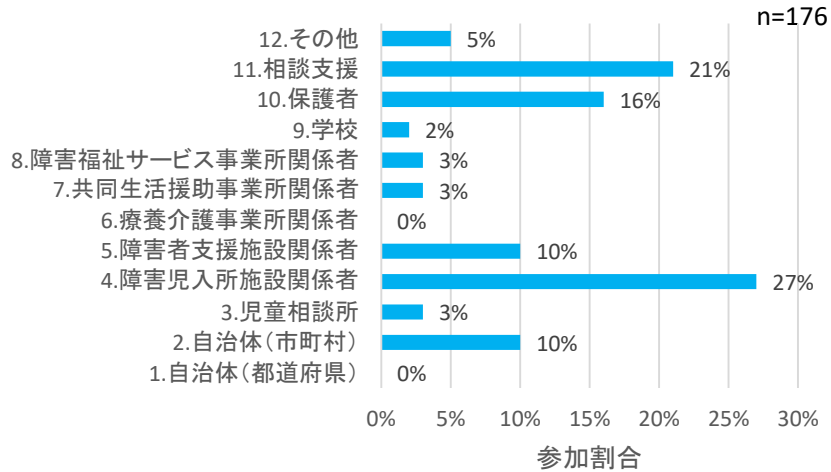
会議種別

- 情報共有(20歳以上)
- 情報共有(18歳を到達する者)
- 体制整備(20歳以上)
- 体制整備(18歳に到達する者)
- ケースカンファレンス)
- その他

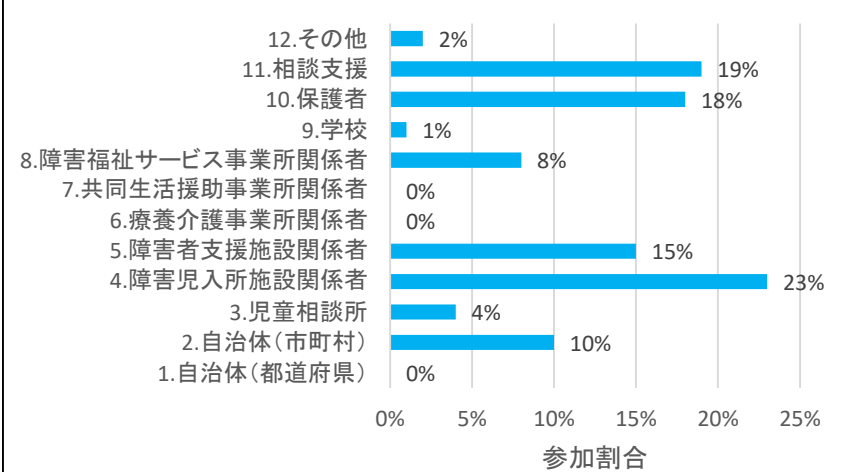


- ・情報共有(20歳以上)の会議への参加者では、障害児入所施設関係者、相談支援、保護者の順に参加割合が多くなっている。
- ・体制整備(20歳以上)の会議への参加者では、障害児入所施設関係者、相談支援、保護者の順に参加割合が多くなっている。また、他の会議に比べて障害者支援施設関係者、障害福祉サービス事業所関係者の参加割合が高くなっている。
- ・ケースカンファレンスの特徴は、他の会議に比べて自治体(市町村)、児童相談所、学校の参加割合が高くなっている。

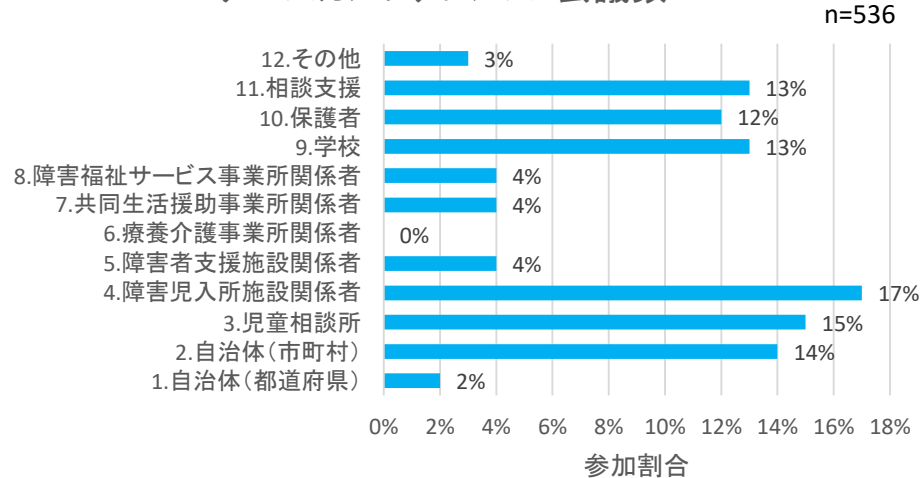
情報共有(20歳以上):会議数54



体制整備(20歳以上):会議数29



ケースカンファレンス:会議数122



4. 今まで、18歳以上（いわゆる過齡児を含む）の移行に関する取り組みにおいて、円滑に移行調整が行われた事例

事例から、円滑に移行調整が行われた主な取り組み内容として、以下の内容が挙げられる。

- ・ 移行先に見学・体験を繰り返し行った。
- ・ 高校1年生頃から、各関係機関と移行に関する会議を開催するなど連携を行った。
- ・ 法人内などに障害者支援施設やグループホームを併設している。

行動特性（自傷、他害行為、無断外出、不潔行為等）の強い方については、体験利用時に施設職員が利用期間中帯同し、支援のポイントを伝達している。

強度行動障害的な方であったが、障害者支援施設への見学、短時間から始めて長い期間での宿泊体験まで、複数回行ったことで、スムーズに移行する事ができた。

移行に向けてのカンファレンスは、中学生の時に進学先含めた意向の確認（本人・家族）を実施することが大切。高2の現場実習（企業実習や施設実習）が入るまでカンファレンスを実施しなかったケースは、学校の提供する情報のみとなってしまうため、見立てのずれが生じてしまうことが多々ある。少なくとも、高1の時点で1度は進路に係るカンファレンスを実施しておき、コンセンサスをとっておくことが重要だと考えている。

児童施設入所の頃より、卒業後の進路（住まい）を考える支援者会議を重ねて行い、入所調整会議、ケース会議を経て移行が決まった。

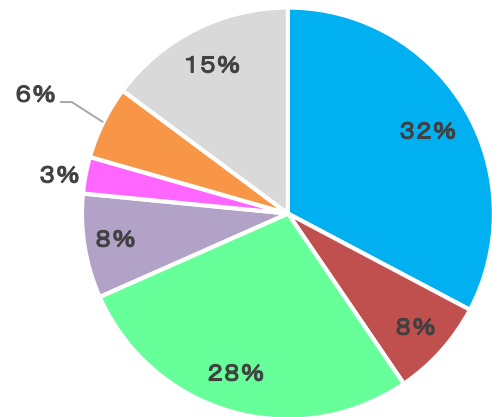
福祉型障害児入所施設40人定員を20人にし、障害者支援施設（定員20人）を併設。よって18歳以上の過齡児を円滑に移行することが出来、現在においても同様、移行がスムーズに実施出来ている状況。

5. 18歳以上（いわゆる過齡児を含む）の移行を進める上での課題点及びその詳細（事例でも可）について

移行を進める上での課題点としては、「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで、「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」が多くなっている。

移行を進める上での課題として、上記2つの理由で全体の6割を占めている。

- 社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない
- 保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する
- 本人の状態像を理由として受入先が見つからない
- 本人の意向(状態像)と保護者の意向が違う
- 体制整備について話し合う場がない
- 移行調整の場がない
- その他



n=452(複数回答)

社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない	管内の施設(グループホーム・障害者支援施設)は空きが少なくほぼ満員状態であるため、入所を希望している近隣の施設に中々入れない状況にある。
保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する	保護者ができる限り現在入所している福祉型障がい児入所施設に居てほしいと希望している為、成人施設に空き情報があっても面接等も応じようとしない。
本人の状態像を理由として受入先が見つからない	成人入所施設における高齢化といった状況に対し、若年齢には開きがありすぎてしまい生活空間などにおける本人のニーズが課題。
本人の意向(状態像)と保護者の意向が違う	虐待の事例で幼いころから措置入所しており、保護者が退所後に引き取りたいとの強く要望している。
体制整備について話し合う場がない	18歳到達時の地域移行についてのシステム構築を行うことが課題である。地域移行に際し、児童相談所主体で動くことはまれであり、施設側からの要請により児童相談所、支援機関が動き始めることがほとんどである。また、児童相談所の担当者により取り組みが違うこと、数年ごとに担当者が異動することも要因の一つであると思われる。支援機関においては、利用者が児童施設に入所していることにより、本人の情報が乏しく、移行時に初めて本人の存在を知るということもある。多くの方の移行先となるグループホーム、障害者支援施設においては児童施設の現状についての情報が少ないため、移行時の受け入れ先として積極的な姿勢がみられないこともある。
移行調整の場がない	児童は広域に及んで施設入所しているが、一旦市町から暮らしの場が切り離されてしまうため、地域の子どもとして暮らしを保障する課題意識が醸成されていない。地域の課題として市町の社会資源の有無等の関連性もあるように思うが市町の障害福祉課や相談支援、基幹相談の動きが弱い(評価・評論的)。来年度から配置される施設の地域移行選任が今後18歳になる前から連携の体制を作っていくことが重要。
その他	移行に関する責任の所在が明確にされていない。

福祉型障害児入所施設の 移行状況調査

-都道府県・指定都市・児童相談所設置市用-

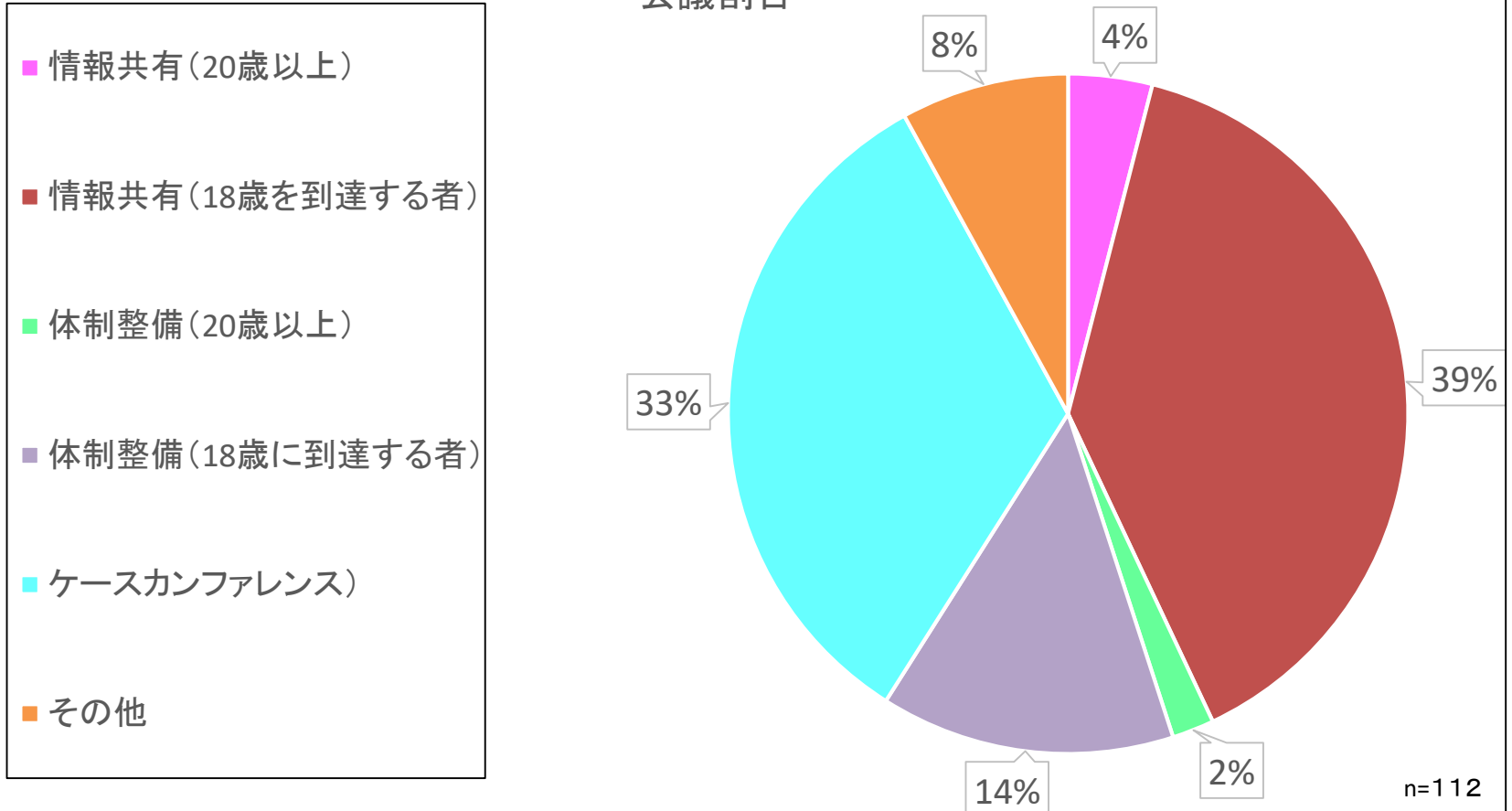
【本資料作成上の留意点】

- ・本会議の議論に資するための参考資料である。
- ・現在集計中の段階のため、数値に関しては精査中であり変更がありえる。

1. 都道府県等主催の障害福祉サービス等利用への移行に向けた連絡調整（会議等）の参加状況について（全体）

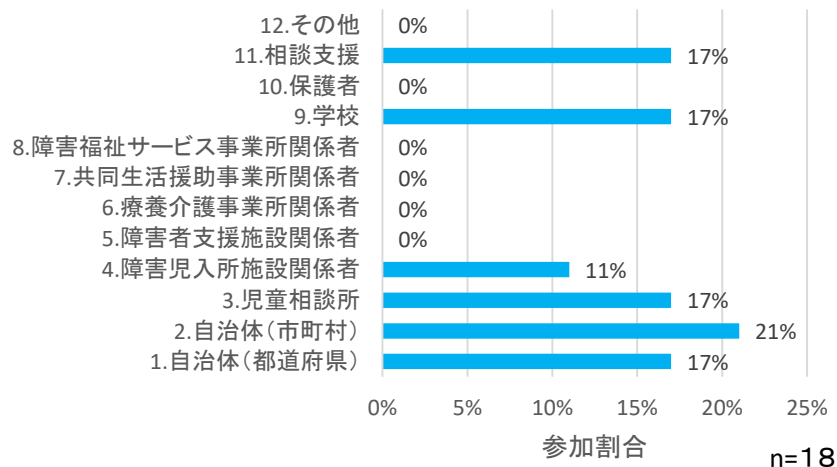
都道府県等主催の開催会議の内訳は、情報共有（18歳に到達する者）が最も多く、次いでケースカンファレンスが多くなっている。20歳以上を対象にすると、情報共有も体制整備も開催割合が少なくなっている。

会議割合

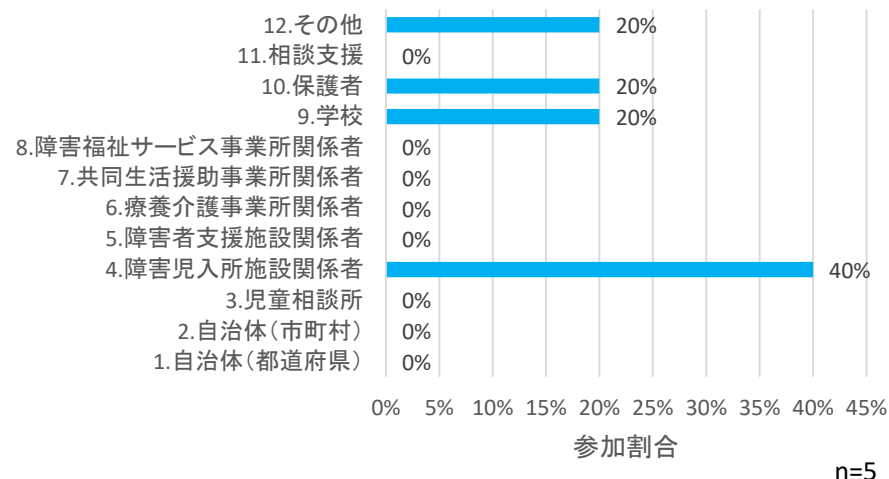


- ・情報共有(20歳以上)の会議への参加者では、自治体(市町村)が最も多く、次いで自治体(都道府県)、児童相談所、学校、相談支援の割合が高くなっている。成人に関わる関係者が入っていない特徴が見られる。
- ・体制整備(20歳以上)の会議への参加者では、障害児入所施設関係者が最も多く、次いで学校、保護者、その他となっている。
- ・ケースカンファレンスでは、児童相談所が最も多く、次いで障害児入所施設関係者、学校の参加割合が高くなっている。

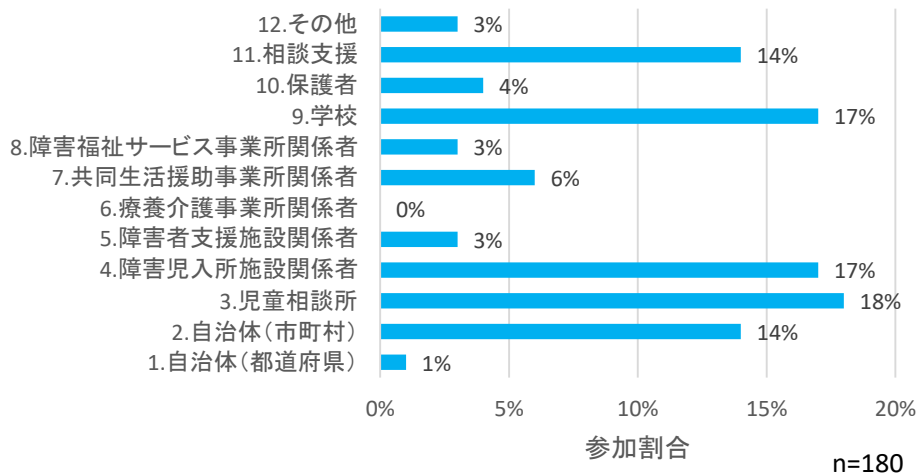
情報共有(20歳以上):会議数4



体制整備(20歳以上):会議数2



ケースカンファレンス:会議数37



2. 未移行者(R3.1.31時点)が0人～5人未満の都道府県、指定都市で、円滑に移行が出来ている理由や背景について。

円滑に移行が出来ている理由や背景の主な理由としては、以下の内容があげられる。

- ・ 入所した早い時期や高校に入った時期から、関係機関との協議や会議を開いている。
- ・ 障害児入所施設と同じ法人がグループホームや障害者支援施設を併設し、受け皿となっている。
- ・ 移行対象者が少ない。

児童入所施設に入所した早い時期から、児童の状態像の把握及び進路についてのすり合わせを施設と行うなど、児童本人や保護者の意向を確認しながら本人に適した成人施設に円滑に移行できるよう、各関係機関(市町村、生活保護、相談支援事業所等)と連携し対応している。

- ・ すべての障害児入所施設入所児童に対し、児童が高校または高等部に入った年度から、3年後の退所に向け児童相談所と施設が協議を行っている。
- ・ 高校2年生の時点より支援会議を行い、早めに情報共有と移行計画を立てていく。

円滑に移行ができていないわけではないが、障害児入所施設の設置法人が自法人内にGH等を設置し受け皿づくりを行ってくれているため、現状未移行者があまり発生していない。

- ・ 県内に福祉型障害児入所施設が2施設あるが、内1施設は障害者支援施設が併設されているため、「児」から「者」への移行が行いやすい。
- ・ 18歳以上の対象者が少ないため。

・ 対象者が少なく、そのほとんどが特別支援学校に在籍していることから、学校の進路担当による現場実習等を通して、本人やその保護者に移行先を具体的にイメージさせることが出来ている。そのため、関係者会議も円滑に行きことが出来るケースが多い。

3. 今まで、18歳以上（いわゆる過齡児を含む）の移行に関する取り組みにおいて、円滑に移行調整が行われた事例

個別の事例

受入先を県内の施設に限定せず、県外の施設も広く調整することにより移行ができたという事例がある。ただし、本人にとって縁もゆかりもない県外への移行を進めることについて批判的な意見もある。

早い段階より情報共有を行ってきたことで、過齡後も比較的早い段階で移行へ繋がった。

児童は、障害の状態と、家庭の養育能力から家庭復帰や地域の障害者サービスの利用では安全な生活は送れないと判断し、福祉型障害児入所施設と市が連携し、早めに、障害者支援施設を探した。

地域の体制整備

県、児童相談所、障害児入所施設関係者が参加する「福祉型障害児入所施設における移行状況に関する関係者会議」を開催し（年1～2回 今年度はコロナの影響で開催なし）、情報共有を図っている。

市町村へ定期的な障害児入所受給者台帳名簿（過齡児の情報）を提供。

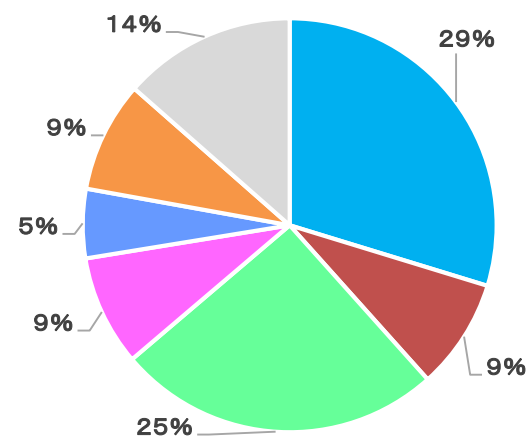
- ・ 令和2年度より、高校1年生の段階から、計画的に障害児入所施設退所後の地域移行にむけた支援を行うための「地域移行カンファレンス」をモデル実施している。参加者は児相、施設、施設退所後に援護の実施を行う予定の市町村、学校等関係者を想定し、高校1年の冬前、高校2年の冬、高校3年の夏前に実施することとしている。
- ・ 上記「地域移行カンファレンス」の実施状況と市内の福祉型障害児入所施設入所児童の地域移行状況を確認するための「横浜市障害児入所施設入所児童地域移行連絡会議」を3月に実施することを予定している。

4. 18歳以上（いわゆる過齢児を含む）の移行を進める上での課題点及びその詳細（事例でも可）について

移行を進める上での課題点としては、「社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない」が最も多く、次いで、「本人の状態像を理由として受入先が見つからない」が多くなっている。

移行を進める上での課題として、上記2つの理由で全体の約5割を占めている。

- 社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない
- 保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する
- 本人の状態像を理由として受入先が見つからない
- 本人の意向(状態像)と保護者の意向が違う
- 体制整備について話し合う場がない
- 移行調整の場がない
- その他



社会資源不足のため本人に適した移行先が見当たらない	県内の障害者支援施設入所待機者数は、295人（R3.1.1時点）となっており、入所待機のために経過的入所を続けるというケースがほとんどを占める。また、県内の地域によっては、グループホーム等の移行資源が大変少ないエリアもある。一因として、地域によっては福祉人材の確保が難しいという現状がある。
保護者が障害福祉サービス等の移行を拒否する	保護者の虐待等により施設入所している場合、保護者の了解を得られないがために必要な福祉サービスの利用につなげられないことがある。また、親子関係の調整をどの機関がするかの調整に苦慮する。
本人の状態像を理由として受入先が見つからない	強度行動障害のある重度の知的障害児の場合、受け入れ可能な入所施設自体が少なく、空きがない状況である。また、虐待等で措置入所している障害児の場合は、家族との連携が難しく、移行調整が難航するケースがある。保護者に精神疾患や知的障害があるケースもあり、移行に関して理解を得られない場合もある。
本人の意向(状態像)と保護者の意向が違う	実質監護者と親権者（保護者）の意向が異なる場合、現状は親権者の意向を中心に本児の意向とあわせて調整しているが、18歳・成人になれば、本児の意向を中心に考えることになり（そもそも本児の意向確認が難しい場合が多い）、移行調整が困難になる。
体制整備について話し合う場がない	成人施設の入所コーディネートの機能が必要である。
移行調整の場がない	福祉型障害児入所施設の退所が迫られている過齢児の障害者支援施設入所希望者の実態を把握し、地域全体、県全体として調整し、課題の共有と具体的な対応策の検討の場がない。現状では、個別ケースごとに、相談支援事業所、市町村、児童相談所のケースワークで対応している。
その他	当県の施設に入所している児童には、施設から隣接する特別支援学校に通っている児童が存在する。この特別支援学校は専攻科までであるため、みなし規定がなくなると、在学中に20歳を迎える児童が施設から通うことができなくなる。当学校は立地的に自宅から通うのが困難であるため、在学中は施設への入所が延長できるように要望が挙げられている。

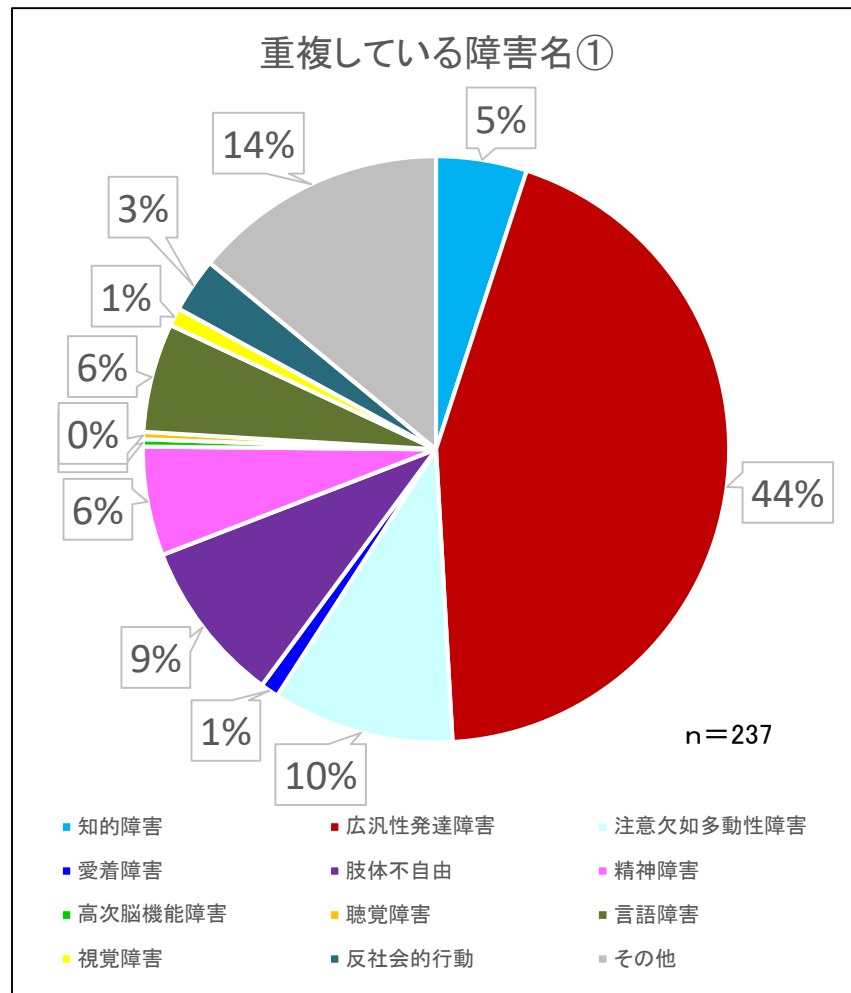
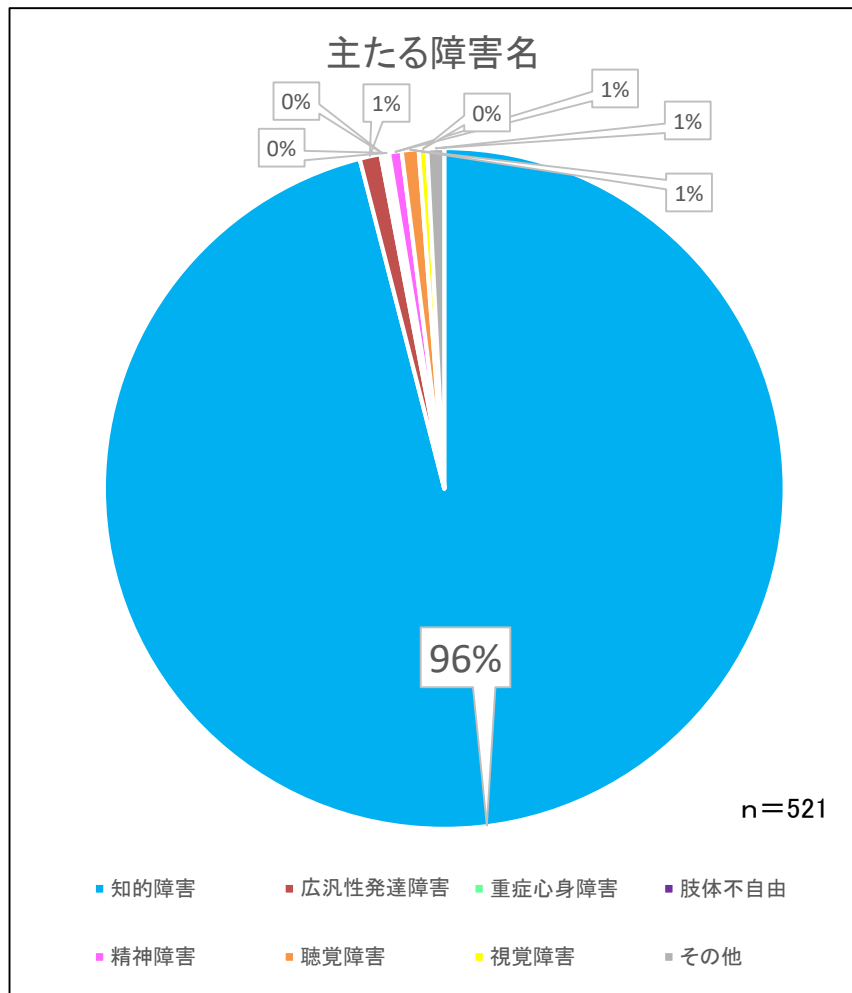
福祉型障害児入所施設の 移行状況調査 -個票-

【本資料作成上の留意点】

- ・本会議の議論に資するための参考資料である。
- ・現在集計中の段階のため、数値に関しては精査中であり変更がありえる。

主たる障害名、重複している障害名①

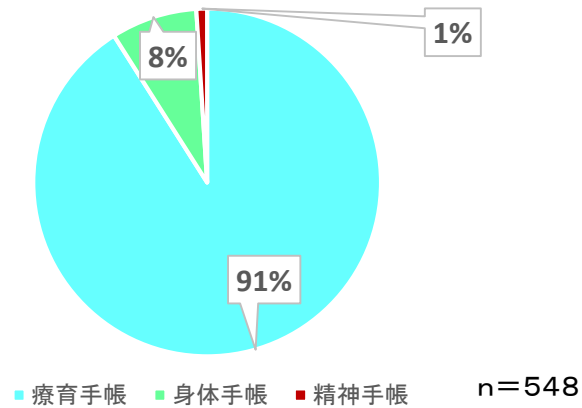
主たる障害名は知的障害が9割強となっていて大多数を占めている。また、重複している障害名では、広汎性発達障害が最も多く、次いでその他、注意欠如多動性障害、肢体不自由が多くなっている。



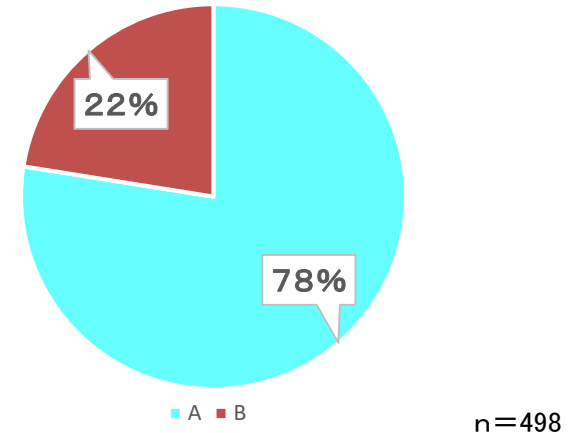
18歳以上(R3.3.31時点)で、引き続き障害児入所施設を継続利用する 予定の者(療養介護利用者は除く)の状況

取得している手帳の種別の割合としては、療育手帳が9割となっている。また、その療育手帳の取得状況の内訳は、Aを所持している者が7割強となっている。

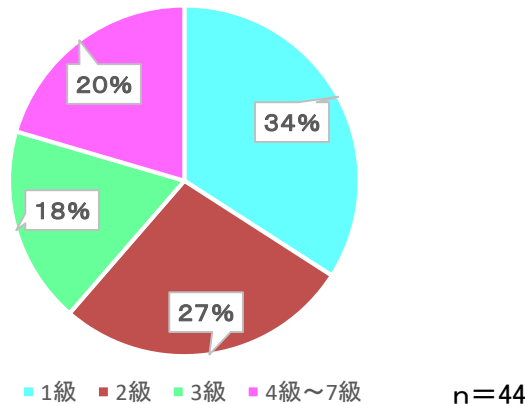
取得している手帳の種別



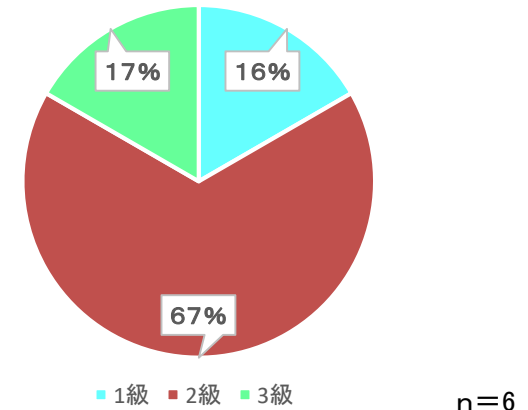
療育手帳



身体手帳

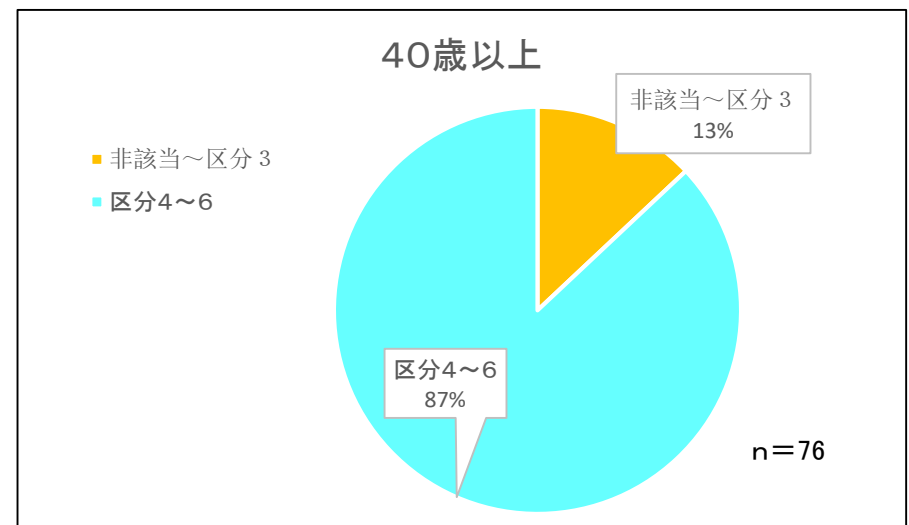
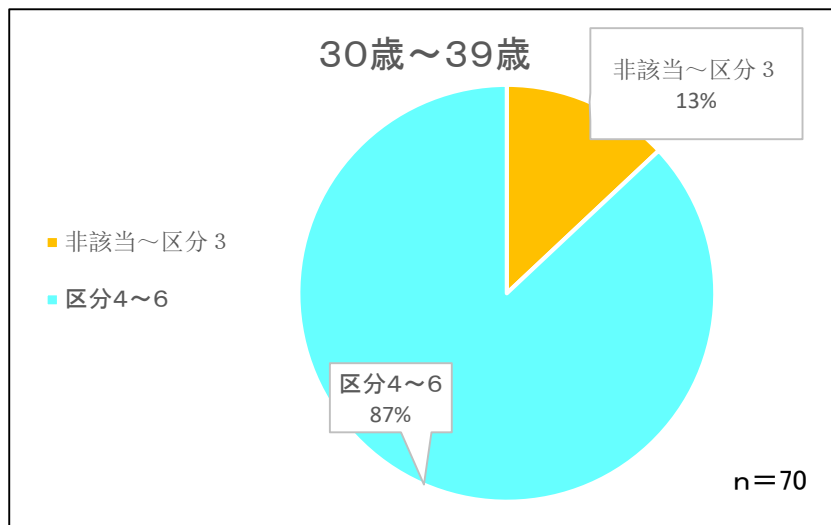
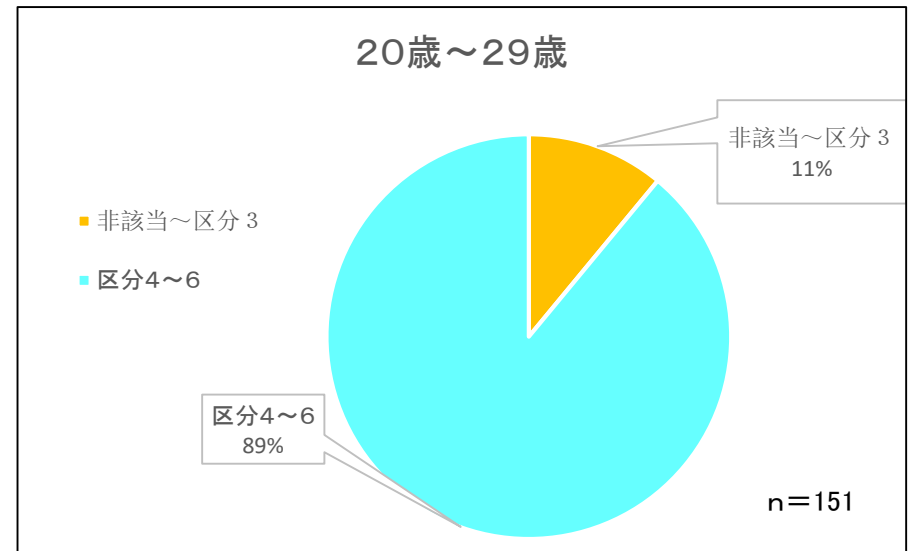
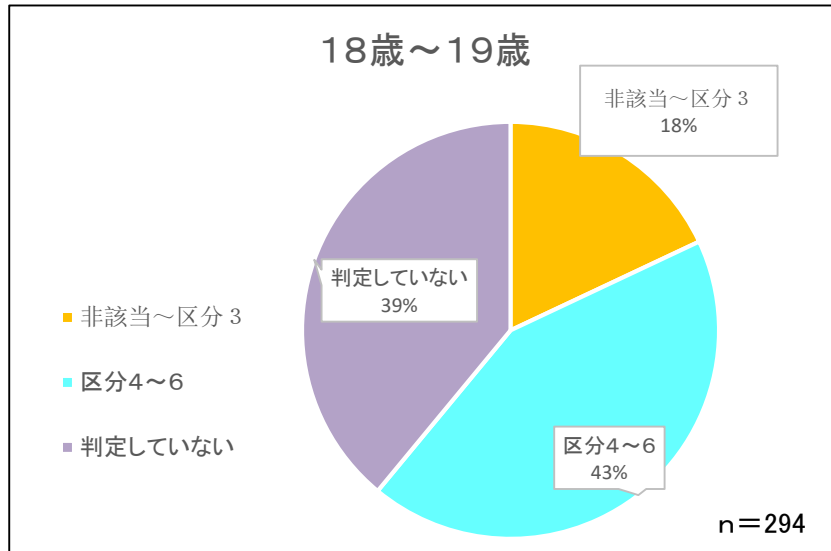


精神手帳



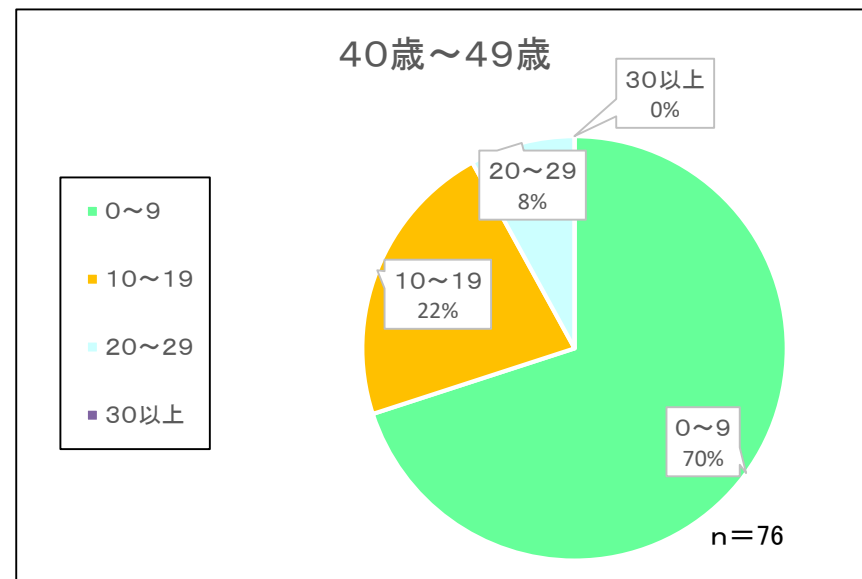
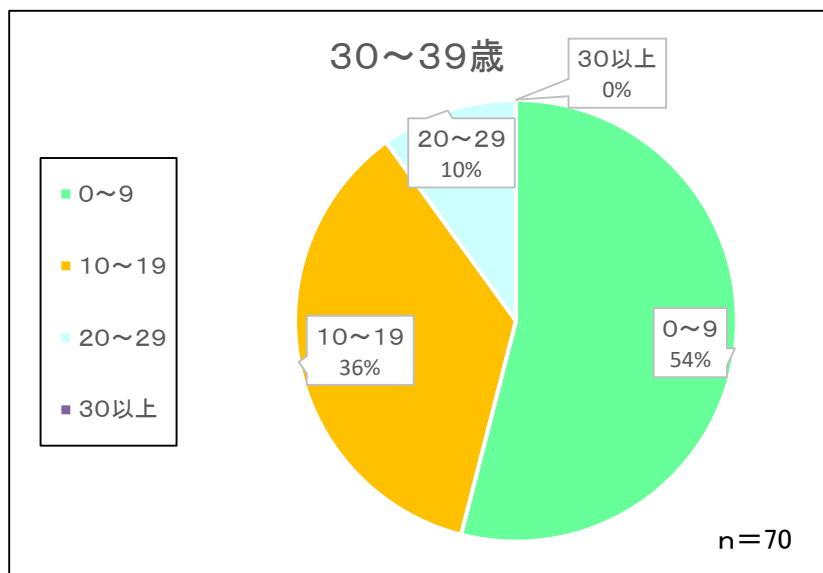
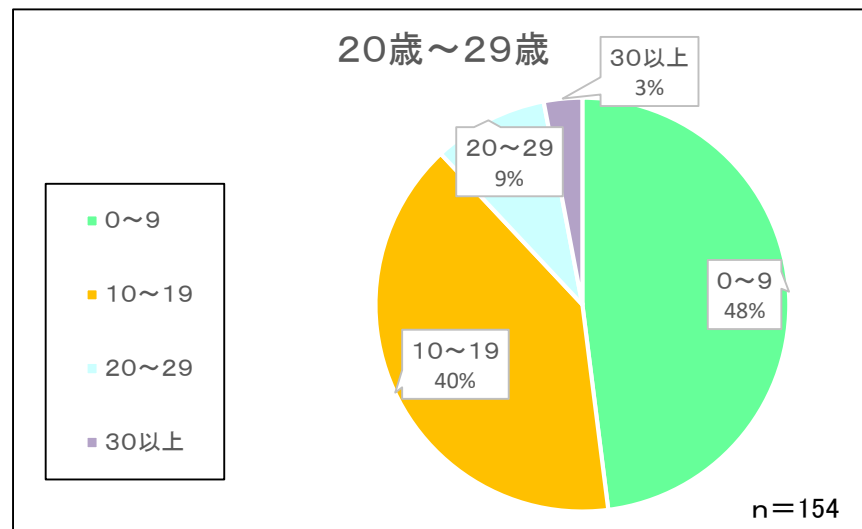
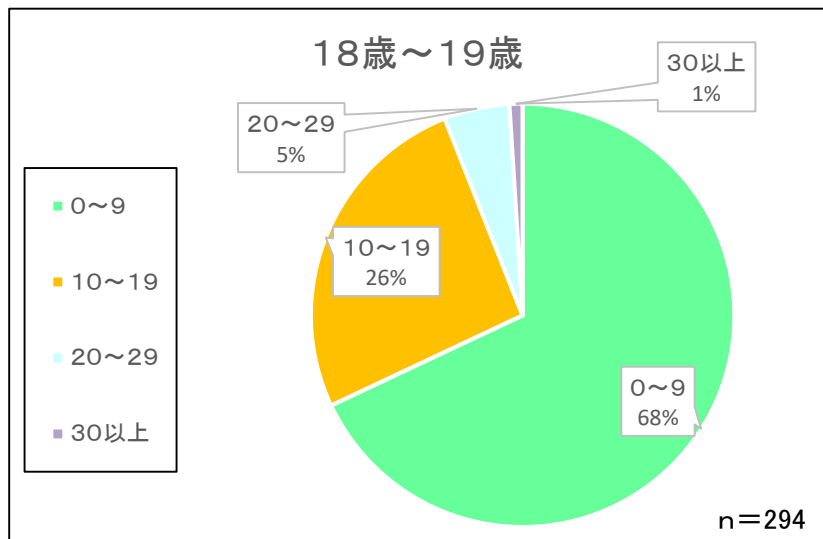
年齢と障害支援区分

年齢ごとに障害支援区分の割合を比較した。各年代において、区分4～6の割合が高くなっている。



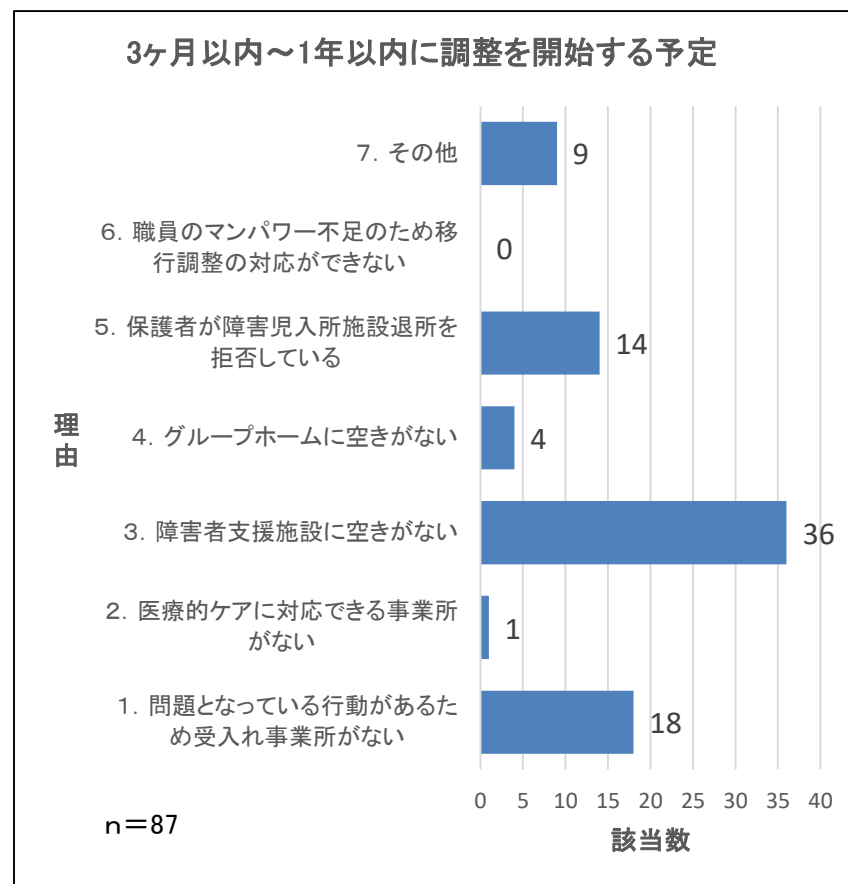
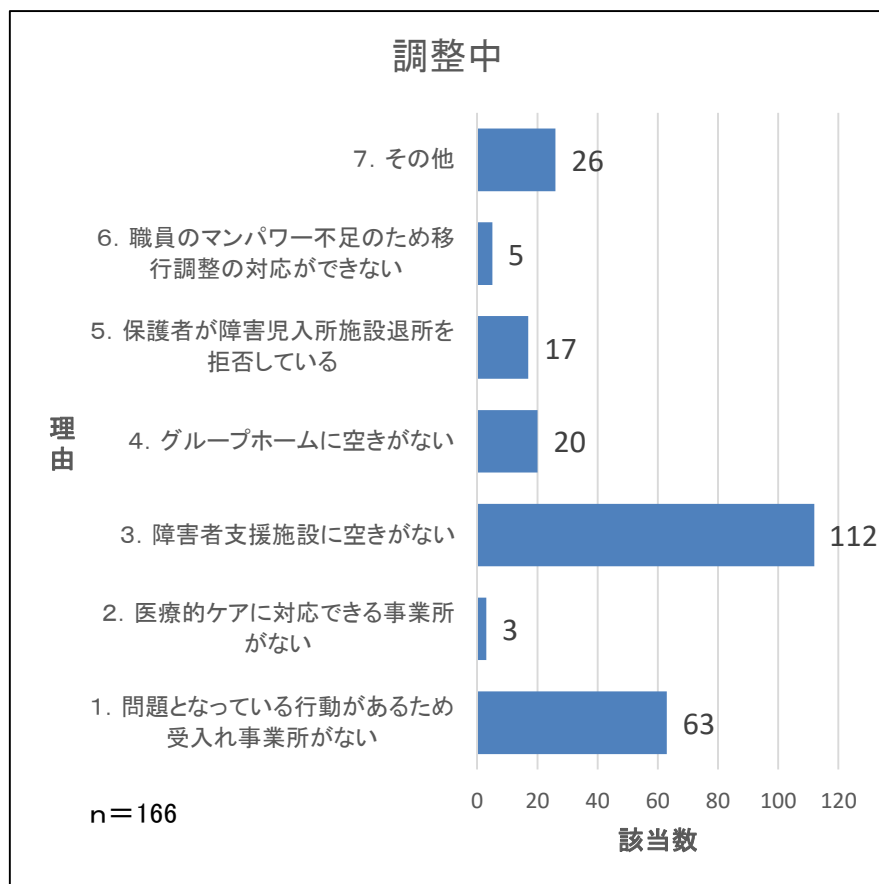
年齢と行動関連項目

年齢ごとに行動関連項目の割合を比較した。各年代において、スコア0～9点の割合が高くなっている。次いで、スコア10点～19点の割合が高くなっている。



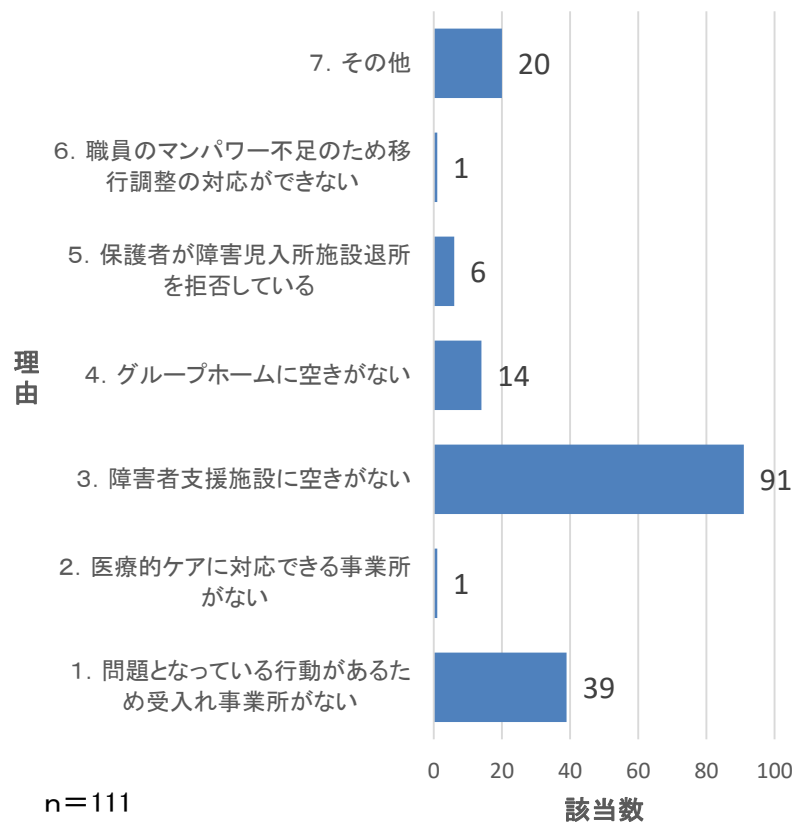
対象者の調整状況と移行が困難である理由

- ・調整中の移行が困難な理由は、「障害者支援施設に空きがない」が多く、次いで、「問題となっている行動があるため受け入れ事業所がない」が多くなっている。
- ・3ヶ月以内～1年以内に調整を開始する予定の移行が困難な理由は、「障害者支援施設に空きがない」が多く、次いで「問題となっている行動があるため受け入れ事業所がない」が多くなっている。



- ・調整開始時期は未定の移行が困難な理由は、「障害者支援施設に空きがない」が最も多く、次いで「問題となっている行動があるため受入れ事業所がない」が多くなっている。
- ・調整を開始する予定はないの移行が困難な理由は、「保護者が障害児入所施設退所を拒否している」が最も多く、次いで「その他」が多くなっている。

調整開始時期は未定



調整を開始する予定はない

